

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度佐呂間町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 65,377 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費  
706,018 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和2年度 決算額	財 源 内 訳					一 般 財 源			
			特 定 財 源				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他					
民 生 費	社会福祉費	253,859	95,102	48,696		38,321	71,740	13,498			
	老人福祉費	54,776		5,443		21,500	27,833	5,237			
	児童福祉費	106,743	45,802	10,188		15,608	35,145	6,613			
	小 計	415,378	140,904	64,327		75,429	134,718	25,348			
衛 生 費	保健衛生費	290,640	2,748	2,114	8,100	64,940	212,738	40,029			
合 計		706,018	143,652	66,441	8,100	140,369	347,456	65,377			

※経費区分については、地方財政状況調査(決算統計)に用いる目的別区分に分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。